

支援センターさくら

支援センターさくら事業概要

共同生活を通じて地域生活への移行を支援する宿泊型自立訓練事業「大東通勤寮」、利用者の高齢化など新たな対応と質の高い支援が求められる「ホームズさくら」、障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、従来からのリアルな就業体験をベースに就労による社会参加を進めてきた就労移行支援事業に加え、利用者のエンパワメントに重点を置いた自立訓練(生活訓練)事業を新たに実施し、より多くの障害のある人の就労の可能性を求めて事業再編した就労支援プログラム、支援付き雇用として一定の成果を示す就労継続A型事業の「スワンカフェ&ベーカリー大東店」、支援内容の充実と強化が急がれる利用率とニーズの高い「短期入所・日中一時支援事業」等、障害のある人の生活や暮らし、就労を支援する様々な事業を展開している。

管理棟をはじめ、ハード面の整備から一定年数が経過したことによる老朽化への対応を図るとともに、障害のある人とその家族の思いや願いを大切にし、その人らしさや機能を最大限に引き出す利用者主体の支援を限りなく追求し、ニーズに応える良質かつ適切なサービス提供に努める。また、障害のある人を取り巻く環境の変化に適切に対応し、地域貢献や社会貢献を通じた地域作りの担い手となる特色ある事業所を目指す。

今年度は、新たに整備した自立訓練(生活訓練)事業の充実強化を図り、就労移行支援事業の取り組みと併せて、より質の高い就労支援体制の構築を目指す。

支援センターさくら 事業一覧

I 生活支援部門

- 1 大東通勤寮(宿泊型自立訓練事業)
- 2 ホームズさくら(共同生活援助事業)
- 3 短期入所・日中一時支援事業

II 相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 職場適応援助者支援制度
- 5 障がい児等療育支援事業(育成会受託)

III 就労支援部門

- 1 就労移行支援事業・自立訓練(生活訓練)事業
- 2 スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続支援A型事業)

I 生活支援部門

1 大東通勤寮(自立訓練宿泊型)

【事業の目的】

指定宿泊型自立訓練事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、宿泊型自立訓練の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

大東通勤寮は、職場等に通勤しながら地域で自立した生活を目指す知的障害のある人に対して、快適な個室と住環境を整え、自立自活に必要な助言及び支援を行っている。

大東通勤寮は、平成23年12月1日に新体系事業(自立訓練宿泊型)所へ移行してすでに2年が経過したため、すべての利用者の利用年限が2年となっていることに伴い、25年度末で約半数(10名前後)の利用者が入れ替わることになる。

退所者には本人が希望する生活が開始できるよう支援し、新規入所者には退所後の生活をイメージできるよう、個別支援計画を3ヶ月で見直ししながら、具体的な目標を利用者とともに設定し、短いサイクルで意識的に課題に取り組めるよう工夫をする。

また、最近では退所後の生活の場として、グループホームではなく単身生活を希望する利用者が増えているので、単身生活を実現するための金銭面の生活設計やバランスのとれた食事のとり方、成年後見制度の利用等をエンパワメントプログラムに取り入れて実施していく。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-869-3322 FAX072-869-3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名 調理員 業務委託

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 20名

【対象者】 知的障害者 精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活支援
- (2) 就労支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援

【利用者から受領する費用の額等】

- ・ 食事費 朝 262円 (人件費等経費62円 食材費200円)
夕 602円 (人件費等経費197円 食材費405円)
- ・ 光熱水費 380円/日
- ・ シーツース費 53円/日

- ・日用品費 50円/日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

【プログラム・行事】

- (1) エンパワメント 年5～6回 健康・消費者被害・会話力・ビジネスマナー・生活設計
成見制度の活用・防犯・防災等
- (2) 学習会 年4～5回 対人距離・片付け・性教育・みだしなみ等
- (3) 食事会 年2～3回
- (4) 日帰り旅行 年3回 障害者団体の企画に参加

2 ホームズさくら(共同生活援助事業)

障害者総合支援法の改正により、4月からグループホームに一元化された。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を、個別支援計画に基づき、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 世話人の定年制が導入されたことにより増えた新規採用の世話人を対象に、知的障害の特性や支援の実際について研修を実施する。
- 4 現在12ホームで取り入れている食材配達を他ホームに拡大し、カロリー等適切な食事内容の提供と、食事作成にかかる時間の効率化を図ることにより、居室の清掃や片付け等を世話人の支援によって行えるよう取り組む。
- 5 グループホームの制度改正に伴い、世話人、生活支援員、ガイドヘルパー等のマネジメントをバックアップ職員の主な業務とより明確に位置付けて支援を構築する。
- 6 現在、12ホームは夜間支援体制があるが、他の4ホームも夜間支援の充実を図るため、宿直員の配置に取り組む。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかねホーム	東大阪市加納3	4名
アンサンモニー	大東市末広町4	5名
シンフォニー	寝屋川市松屋町19	4名

ベレール	大東市北新町	6名
クレール	大東市寺川1	4名
フーガ	大東市朋来1	5名
氷野ホーム	大東市氷野2	4名
OKホーム	四條畷市中野新町13	4名
きたしんまちホーム	大東市北新町	6名
新きたしんまちホーム	大東市北新町	5名
ほうらいホーム	大東市朋来2	6名
すえひろホーム	大東市末広町3	5名
はいづかホーム	大東市灰塚3	4名
第2すえひろホーム	大東市末広町3	6名
第2ほうらいホーム	大東市朋来	4名
第2あかねホーム	東大阪市加納3	4名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者3名
世話人61名 生活支援員4名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

あかねホーム	(1)家賃	6畳	月額	9,976円
		4.5畳	月額	7,471円
	(2)共益費		月額	40円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	1,979円
		4.5畳	月額	2,484円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費	朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円			
アンサンモニー1	(1)家賃		月額	10,333円
	(2)共益費		月額	233円

	(3) 光熱水費		月額	9,000 円
	(4) 日用品費		月額	1,434 円
	(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000 円
	(6) 食材料費	朝食 300 円・夕食 500 円 お弁当(昼食) 1 食 400 円		
アンサンモニー 2	(1) 家賃		月額	16,100 円
	(2) 共益費		月額	315 円
	(3) 光熱水費		月額	10,000 円
	(4) 日用品費		月額	2,585 円
	(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000 円
	(6) 食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円 お弁当(昼食) 1 食 300 円		
シンフォニー	(1) 家賃		月額	18,000 円
	(2) 光熱水費		月額	9,000 円
	(3) 日用品費		月額	2,000 円
	(4) 備品修理買い替え費		月額	2,000 円
	(5) 食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円 お弁当(昼食) 1 食 300 円		
ベレール	(1) 家賃		月額	9,283 円
	(2) 共益費		月額	70 円
	(3) 光熱水費		月額	9,000 円
	(4) 日用品費		月額	1,647 円
	(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000 円
	(6) 食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円 お弁当(昼食) 1 食 300 円		
クレール	(1) 家賃	6 畳	月額	9,760 円
		4.5 畳	月額	7,320 円
	(2) 共益費		月額	495 円
	(2) 光熱水費		月額	10,000 円
	(3) 日用品費		月額	1,780 円
	(4) 備品修理買い替え費		月額	2,000 円
	(5) 食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円 お弁当(昼食) 1 食 300 円		
フーガ	(1) 家賃	6 畳	月額	15,485 円
		4.5 畳	月額	11,614 円
	(2) 共益費		月額	440 円
	(3) 光熱水費		月額	8,700 円

	(4)日用品費		月額	2,108円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費		朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円	
氷野ホーム	(1)家賃	(ベランダ有)	月額	25,250円
		(ベランダ無)	月額	24,250円
	(2)光熱水費		月額	10,000円
	(3)日用品費		月額	2,000円
	(4)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(5)食材料費		朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円	
OKホーム1	(1)家賃		月額	28,500円
	(2)光熱水費		月額	9,000円
	(3)日用品費		月額	1,000円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費		朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円	
OKホーム2	(1)家賃		月額	40,500円
	(2)共益費		月額	2,500円
	(3)光熱水費		月額	実費+1,000円
	(4)日用品費		月額	1,000円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費		朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円	
きたしんまちホーム	(1)家賃	6畳	月額	10,079円
		4.5畳	月額	7,541円
	(2)共益費		月額	60円
	(3)光熱水費		月額	8,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	1,055円
		4.5畳	月額	1,043円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費		朝食200円・夕食600円 お弁当(昼食)1食300円		
新きたしんまちホーム1(401号)	(1)家賃	6畳	月額	9,701円
		4.5畳	月額	7,255円
	(2)共益費		月額	72円
	(3)光熱水費		月額	11,000円

	(4)日用品費	6畳	月額	2,400円
		4.5畳	月額	2,400円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円		
新きたしんまち ホーム2(501号)	(1)家賃		月額	13,371円
	(2)共益費		月額	72円
	(3)光熱水費		月額	実費
	(4)日用品費		月額	実費
	(5)食材料費	実費		
ほうらいホーム	(1)家賃	6畳	月額	9,333円
		4.5畳	月額	6,999円
	(2)共益費		月額	340円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	1,797円
		4.5畳	月額	1,686円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円			
すえひろホーム	(1)家賃	6畳	月額	15,152円
		4.5畳	月額	11,364円
	(2)共益費		月額	312円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	2,000円
		4.5畳	月額	2,000円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円			
はいづかホーム	(1)家賃(共用部分)		月額	10,750円
		個室 301号	月額	50,000円
		個室その他	月額	40,000円
	(2)共益費		月額	3,000円
	(3)光熱水費	(共用室分)	月額	5,000円
		個室分は各自直接支払い		
	(4)日用品費	(共用室分)	月額	1,250円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円			

		お弁当(昼食) 1食 300円		
第2すえひろホーム	(1)家賃	6畳	月額	12,519円
		5畳	月額	10,432円
		4.5畳	月額	9,389円
	(2)共益費		月額	210円
	(3)光熱水費		月額	8,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	1,915円
		5畳	月額	1,934円
		4.5畳	月額	1,942円
(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円	
(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円			
第2ほうらいホーム	(1)家賃	6畳	月額	13,200円
	(2)共益費		月額	425円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	2,375円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円		
第2あかねホーム	(1)家賃	6畳	月額	14,275円
	(2)共益費		月額	80円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)日用品費	6畳	月額	2,375円
	(5)備品修理買い替え費		月額	2,000円
	(6)食材料費	朝食 200円・夕食 600円 お弁当(昼食) 1食 300円		

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

3 短期入所・日中一時支援事業

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営

管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 知的障害児者の緊急一時利用及び、将来の自立生活をイメージして、具体的な生活場面での様々な経験を通じた自立生活に必要な技術等の習得を支援する。また、地域生活支援事業（日中一時支援）の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により、利用者ニーズに応じていく。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、見通しのあるサービス提供に努めるものとする。
- 3 年々増加し、多様化する利用希望に応えられるよう、地域の中で本事業が担う役割を理解し、一人ひとりへの丁寧な支援を実践しつつ、可能な限り効率的な利用の確保を目指す。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 10 名

調理員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期休暇期間（8月13日～15日）及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

サービス提供時間 午後4時30分から翌朝の午前9時30分

※前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】 短期入所事業 6名

日中一時支援事業 10名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴又は清拭
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 生活訓練
 - (5) 生活相談
 - (6) 健康管理
 - (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

- ・朝食費の実費
- ・昼食費の実費
- ・夕食費の実費
- ・居宅に係る光熱水費 1日につき 180円
- ・日用品費 50円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

Ⅱ 相談支援部門

1 さくら相談支援事業(特定・一般・障害児)

特定相談支援事業(基本相談・計画相談)

一般相談支援事業(基本相談・地域移行・地域定着)

障害児相談支援事業

【事業目的】

相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 整備法の施行に伴う相談支援事業の強化に対応するため、対象者のサービス利用計画策定を推進するとともに、就業・生活支援センター事業等における障害種別を問わない相談業務の実績から、より多くの多様な相談ニーズに対応できる体制の構築を目指す。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 1 名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。

サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者 難病等対象者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス利用計画の原案の作成
- (4) サービス担当者会議の開催
- (5) サービス利用計画の作成
- (6) モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においては各地域に即した支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

- 1 就業に関する相談
 - ・ 就職に向けた相談を行う。
 - ・ 就職に向けた準備支援（職場実習・職業準備訓練の斡旋、就労移行支援事業所などの紹介等）
 - ・ 職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握など）
 - ・ 関係機関との連絡調整（ハローワーク、職業訓練校、教育機関など）
 - ・ 事業主に対する相談・支援の実施
- 2 生活に関する支援
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住宅、障害年金（障害基礎年金）、余暇活動など、地域生活、生活設計に関する助言
 - ・ 関係機関との連絡調整（相談支援事業所、医療機関、福祉事務所など）
- 3 その他
 - ・ 「精神障害者のジョブガイダンス」の実施（ハローワーク門真主催）
 - ・ 「市町村障害者インターンシップ事業」の実施・協力（圏域内）
 - ・ 「地域障害者自立支援協議会」の参加（圏域内）
 - ・ 「進路指導関係機関連絡会議」の参加（北河内ブロック・中河内ブロック）
 - ・ エンパワメント研修の実施（当事者向け）
 - ・ 働いている方の就職相談（定着支援相談）（毎月1回土曜日または日曜日）
 - ・ 障害者職場定着事業支援の実施
 - ・ 関係機関との連絡会議の実施
 - ・ 運営会議総会（年1回10月）

- ・ ケース会議（開催は随時）

3 大東市地域就労支援事業

大東市に職員 2 名を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけではなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

4 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援制度

当センター内に 2 名の職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置し、障害者（知的障害・精神障害者等）、その家族および事業主に対し、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施し、障害者の職場適応を図り、雇用促進及び職業安定を図る。

Ⅲ 就労支援部門

1 就労移行支援事業・自立訓練（生活訓練）事業

【事業目的】

指定就労移行支援及び指定自立訓練（生活訓練）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援及び指定自立訓練（生活訓練）の提供を目的とする。

障害者総合支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会の役割や目的にのっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して就労移行支援・自立訓練（生活訓練）とも標準 2 年間にわたって、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労及び社会生活に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 就職者数が増えることに伴い、利用者数が利用定員を大きく割り込んでいるため、支援学校等への見学会や、近隣就業・生活支援センター等への働きかけを実施するなど、情報提供に努めるとともに、さらに就職退所者数を増やし、その実績を積極的にアピールすることで利用者確保に努める。
- 4 より質の高い就労支援プログラムの実現を目指し、就労支援プログラムの見直しを行い、さらにリアルな社会生活体験が見込める作業の策定及び各段階の具体的な意味合いや位置づけの明確化を図る。
- 5 サービス提供終了後の利用者への職場定着支援及び他の社会資源利用にあたっては、地域関係機関（援護市、就業・生活支援センター、相談支援事業所等）との連携をさらに進め、本人を中心に家族、地域とともに就労を通してより良い自立と社会参加を実現できるよう、繋がりのある、わかりやすい支援を目指す。
- 6 毎年多数の就職者を送り出している実績を踏まえ、さらに多様化する対象者の障害特性

や雇用情勢にあわせて、より多くの対象者が一般就労等を実現できるよう、自立訓練（生活訓練）事業等を実施し、就労移行支援事業の標準利用期間に捉われない、具体的で分かりやすい就労支援プログラムの開発及び環境設定を整備し、より質の高いサービス提供体制を構築する。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072-871-0030 FAX072-889-2365

【職員配置】 共通 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 事務員 2 名
調理員 業務委託 医師（非常勤嘱託）1 名
自立訓練 生活支援員 3 名
就労移行 生活支援員 6 名 職業指導員 1 名 就労支援員 3 名

【営業日及び時間等】 共通

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期休暇期間（8 月 13 日～15 日）及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。

サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分

【利用定員】 自立訓練 12 名
就労移行 38 名

【対象者】 知的障害者等

【サービスの提供方法及び内容】

就労移行支援事業

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 生産活動（軽作業、ベンチのリペア、洗車）
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

自立訓練（生活訓練）事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）計画の作成
- (2) 食事の提供

- (3) 日常生活及び社会生活に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
 - (4) 身体等の介護
 - (5) 生産活動(軽作業等)
 - (6) 社会生活技能訓練の提供
 - (7) 社会体験機会の提供
 - (8) 生活相談
 - (9) 健康管理
 - (10) 訪問支援
 - (11) 施設外支援(企業への実習等)
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜施設外支援
- (2) から(11)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日(但し、毎月第2水曜日は午前中の日課で終了)

時間	日課	備考
8:45	通所	通所後、作業服に着替え準備 ※自立訓練・就労移行とも適宜エンパワメントプログラム実施。
9:00	全体朝礼 ラジオ体操	
9:15	作業クラス朝礼	
9:20	作業開始	
12:00	昼食・休憩	
13:00	作業開始 (休憩15分)	
15:45	作業終了 片付け・清掃(全員) 作業クラス終礼 更衣	
16:30	帰宅	

【年間行事予定】

- 4月 保護者会総会
- 8月 育成会大阪大会
- 10月 スポーツフェスタ大阪・ふれあいネット合同運動会
- 11月 さくらフェスタ
- 3月 就職者激励会

・利用者一泊旅行については実施時期未定

*毎月第2日曜、第4土曜日 サロン

【利用者から受領する費用の額等】

- 昼食費の実費
- 日用品費の実費

2 スワンカフェ&ベーカリー大東店(就労継続A型事業)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 店舗での製造及び接客業務等、雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、働く喜びや社会との繋がりを実感できる場の提供を図るとともに、家と職場の往復だけでなく、生活を楽しむための余暇支援を通じて、社会経験を増やし、コミュニケーション力の向上や上手なお金の使い方を身につけるなど、自分らしい豊かな生活の実現にむけた支援を提供する。
- 2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。
- 3 法人内における社会事業としての役割を踏まえ、安定した事業経営の確保と当事者雇用の継続を図り、福祉と経営の両立を目指す、支援付き雇用のモデルとなりえるよう事業の充実に努める。
- 4 経営力強化の方策として地域産業との繋がりによる商品開発や販路拡大等の取り組みを進め、地域と共に成長する事業を目指す。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072-871-1120 FAX072-871-1120

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

生活支援員 1 名 職業指導員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。但し、夏期休暇期間(8月13日～15日)及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

サービス提供日・時間

夏期休暇期間(8月13日～15日)及び国民の祝日、12月29日～1月3日を除く午前6時から午後8時30分(但し、土曜日は午前7時から午後6時)

【利用定員】 10名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 食事の提供

- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から(12)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食費の実費

日用品費の実費